

関西大学学生相談・支援センターにおける 障がい学生支援の10年

～管理職としてマネジメントの視点から～

神藤 典子

はじめに

2013年4月に開設された関西大学学生相談・支援センター（以下、「センター」という）は、この原稿を執筆している2023年に11年目を迎えた。開設前、1名であったコーディネーターは4名となり、事務職員は2名（兼務）から、6名（センター専属）となった。この10年間で整備、拡充を行ってきた結果、全国の中でも有数の充実した支援体制を持つ大学になれたのではないかとと思われる。

現在本学では、国公立大学（行政機関等）においては義務、私立大学（事業者）においては努力義務であった合理的配慮の提供が私立大学においても義務へと改正される障害者差別解消法の2024年4月施行に向けての対応を進めている。

本論文では、事務管理職としてのマネジメントの視点から、センター開設からの10年間のふりかえり記録として残し、今後の障がいのある学生（以下、「障がい学生」という）に対する修学支援の発展に資することを目的とする。

1 センター整備の過程

1.1 立ち上げ期

～各部署が連携・協働できるHub（ネットワークの結節点）的組織～

2012年時点、本学と同規模大学である関西学院大学、同志社大学、立命館大学には、障がい学生支援室がすでに設置され、全国の大学と比較をしてもレベルの高い支援を提供していた。一方、本学では教務部内の教員の授業実施を支える部署である授業支援グループ内に、（主に身体）障がい学生への対応を行うための『障がいのある学生に対する修学支援チーム』が設置されたばかりであった。

これより遡ること2009年6月25日『障がいのある学生に対する修学支援委員会規程』が制定された。その後、2011年に、本学における教務部門である教育推進部の担当副学長でもある教育推進部長のもと、『障がいのある学生に対する修学支援委員会ワーキンググループ』が設置された。ワーキンググループは、教育推進副部長をリーダーとし、教育推進部事務局職員とコーディネーターをメンバーとして、先進の他大学を訪問調査し、学内では、ボランティアセンター等と打合せを重ね、2011年10月授業支援グループ内に『障がいのある学生に対する修学支援チーム』が設置された。

筆者は、2012年にボランティアセンターから授業支援グループに異動し、始まったばかりの身体障がい学生支援業務にコーディネーターとともに携わる傍ら、“神経発達症／発達障がいの傾向のある学生への支援も含めた”障がい学生に対する修学支援の充実案を作成していた。その後、検討が重ねられ、学長の主導のもと、『障がいのある学生に対する修学支援チーム』の機能の向上を目指し、『障がいのある学生に対する修学支援機能』と『学生相談総合窓口機能』をあわせもつ、ワンストップ型の現在の『学生相談・支援センター』を開設することが決定された（資料1）。

センター業務を円滑に進めるためには、次の2つの業務が相補的に機能することが求められる。1つは、直接障がい学生に対して支援するコーデ

イネート業務であり、もう一つは心理相談室も含めたセンターの運営はもちろん、大学全体としての障がい学生支援体制を運営する管理業務である。この2つは、いわば車の両輪であり、どちらが欠けても車は走らない…ということがシステム構築の過程で痛感したことである。センターは窓口であるけれど、センターだけで修学支援が成り立つわけではない。

障がい学生への支援は、学生の所属学部・研究科、授業担任者、教務関係職員、その他関係者の協働で支援チームなるものを形成することで縦割り業務の弊害を超えた円滑な支援が実現されるため、関係者に協働してもらえるように地道に働きかけるのが管理業務の重要な役割となる。

先進の大学の多くは、現場での支援、あるいは学生同士のボランティア実践の積み重ねから支援室の設置に至っているが、本学の場合は、学長のトップダウンで支援室の設置となった。今では、筆者は、他大学の関係者から体制整備についての相談を受けることが多くなったが、その際には、『決定権を持つ役職者を巻き込むこと』をすすめている。障がい学生支援を行うことが今後の大学運営にとっては不可欠であること。障がい学生支援を行うことに伴うメリット、それは、もちろん、障害者差別解消法に対応するためでもあるが、特に私立大学が生き残っていくための方策でもあることを伝えている。

筆者が、全国的に見ても例を見ないこの“挑戦的試み”を推進していくことができたのは、センター長が、副学長と教育推進部長も兼務しており、障がい学生修学支援推進の強力なリーダーであったおかげである。

一方、障がい学生の困りごとは多様であり、それぞれに丁寧な対応が必要となる。慎重な対応を要する事例では一つひとつ関係者の連携協力を得ながら、センター長、副センター長、専門委員、コーディネーター、事務職員、センター関係者が一丸となり、担当コーディネーターに丸投げすることなく個別事例検討会の機会を持つことで、コーディネーターにはスーパービジョンを提供し、さらにサービスの基準作りのデータを収集することによって、支援体制構築のための予算申請に役立てた。また毎月開催の運営委員会ではこうした取り組みの情報共有を心掛けてきた。

1 「学生相談・支援センター」の機能について

次のように【第一層】から【第三層】まで、相談の内容によりレベルを分け、其中でセンターが果たすべき機能を説明した。

— 3階層モデルによる学生相談体制の確立 —

専門的知見のある障がい学生支援コーディネーター、相談員（心理相談室）を配置し、次のとおり第一層から第三層までの階層的機能を持たせる。

- (一次相談)【第一層】… 初めに障がい学生支援コーディネーター等が面談し、軽微な相談に関しては、この段階で解決を図る。ただし、各支援窓口の通常業務に関する相談（例：履修相談など）は、各支援窓口を紹介することに留める。受理機能を含む。
- (二次相談)【第二層】… 各学部・研究科、教務センター、学生センター、キャリアセンター等の各支援窓口の教職員が面談に加わり、学生の課題の解決を図る。
- (三次相談)【第三層】… 高度な専門知識を必要とする相談や継続的な面談を必要とする相談に関しては、各学部・研究科と連携し、各領域の専門的な支援窓口（ハラスメント相談室等）や、保護者及び外部機関等とも連携・協働しながら解決を図る。

2 学生相談体制における現状の課題

として、次のように列記した。

- (1) 相談内容に応じた一次相談から二次相談、二次相談から三次相談へのシステム化
- (2) 学部・研究科と各相談窓口のより緊密な連携
- (3) 発達障がいのある学生に対する相談及び支援
- (4) 相談内容や相談件数の情報共有及び実態把握
- (5) 大学院（専門職大学院を含む）や留學生へのより綿密な相談体制の構築
- (6) 成績不良者、長期欠席者への対応 等々

3 「学生相談・支援センター」の必要性

障がいのある学生に対する修学支援チームの状況を説明し、センター設置の必要性を次のように説明した。

本年4月より、障がいのある学生に対する修学支援チームが設置され、障がい（身体及び発達障がい）のある学生の支援が開始された。平成24年10月末現在、支援の申し出のある学生が身体18名、身体以外18名と同数となっている。また、各キャンパスにおける修学支援については、各キャンパスグループと障がいのある学生に対する修学支援チームが連携・協力しながら支援を行っている。

視覚障がい学生（1年次生）に対しては、テキストや資料の点訳、拡大読書機の設置、聴覚障がい学生（2年次以上3名）に対しては、パソコンテイクを行っている。聴覚障がいのある学生からは「成績が向上し、学ぶ意欲が増した。」との感想を、学生支援スタッフからは、「支援することで、学ぶことも多い。」との感想が寄せられており、修学支援における成果が上がっているところである。修学支援窓口を設置したことで、発達障がいのある学生の保護者が来談されたり、電話による問い合わせも増加している。

一方、学生相談に関しては、各キャンパスの心理相談室や大学学生相談室（学生センター）において、年間約1800件の相談に応じており、また学生センターや教務センター等の日常的相談が増大している。学生相談室への相談、あるいは各学部等の窓口への相談の中には、心理面等、専門的な知見を活用しながら対応すべきものもあるが、現状では適切、かつ十分な対応ができていない。

現在、障がいのある学生に対する修学支援チームは、専任職員2名、コーディネーター1名の計3名で、一次相談、二次相談への紹介、関係各部署へのコーディネートをを行っているが、業務量が増加し、また専門的な知見を活用できないために、発達障がいや、心理的な相談に応じることが難しい状況となっている。「学生相談・支援センター」の設置は、当面、現在の「修学支援チーム」の機能の向上を目指すものである。具体的には、プライバシーを保つことのできる場所の確保と人員配置の充実、そして心理相談室の持つ専門性との連携を図ることで、現状では対応が難しい修学支援を展開していきたい。

障がいのある学生に対する支援を行い、学生相談を効率的にかつ効果的に行うためには学部・研究科な

関西大学学生相談・支援センターにおける障がい学生支援の10年

らびに各部署が連携・協働できるHub（ネットワークの結節点）的な組織としての、総合的な視点での一次相談、二次相談、三次相談へと円滑かつ効果的なコーディネートを行うための人的資源及び相談環境を付加した「学生相談・支援センター」を設置することが必要である。なお、関西学院大学や同志社大学などでは、すでに同様のセンターを設置し、学生への積極的な支援が行われている。

4 情報の一元化と、相談・支援体制の整備によるメリットとして

“学生”のメリットを次のように説明した。

- (1) 学生相談の総合的なHub（ネットワークの結節点）機能を構築し、各学部・研究科等の学生相談窓口との緊密な連携・協働・情報共有とともに、相談の紹介やフィードバックを効果的に推進すること。
- (2) 相談内容に応じた一次相談から二次相談、二次相談から三次相談への適切な受け渡しを行うこと。
- (3) 来談者（身体障がい、発達障がい学生を含む）のサポートチームの編成、個別のプログラム作成、関係者等との支援に必要な情報共有、心理教育的サポート等、包括的な支援を行うこと。

“その他”のメリットを次のように説明した。

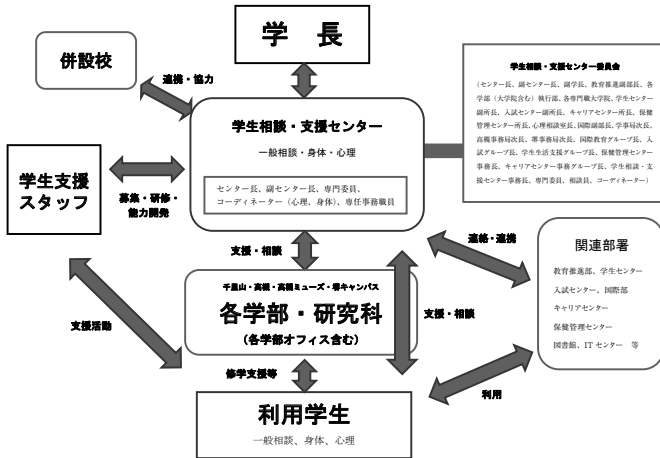
- (1) 教職員への細やかな助言が可能になり、教職員と学生相談窓口との連携力を高めることができる。また、各学生相談窓口の守秘義務を守りながら、連携・協働する支援体制が構築できる。
- (2) 学生相談及び修学支援の新たな学内組織として設置することで学生からの認知度が向上する。学生相談の機能を再構築することで、学生相談のサービス向上につながる。

そして、

「学生相談・支援センター」は、専門的な独自性を保ちつつ、全キャンパスを対象とした組織として新たなサービスの取り組みを行う。

と締めくくっている。

学生相談・支援センターイメージ図(案)



(関西大学学生相談・支援センター, 2016)

1.2 整備期

立ち上げ期の3年を経て、2016年4月の障害者差別解消法施行を受け、「障がいのある学生に対する修学支援基本方針」及び「同ガイドライン」の制定を行った。その後、学部学生相談主事をセンター委員に規定し、学部との連携を強化。副センター長を2名に増員し、さらにコーディネーターと専門委員も増員し、体制を（表1）のように整備していった。

表1 【体制整備の変遷】

年 月	整備内容	整備内容詳細	目的
2016年10月	関西大学学生相談・支援センター規程（以下、「規程」という）改正	各学部・研究科の執行部から選出される委員を、学部学生相談主事に変更した。	～学部・研究科との連携強化～
2017年4月	副センター長を1名から2名へ規程改正	丁寧な建設的対話を行うため、2名の副センター長が、身体障がいと精神（発達含む）障がいをそれぞれ担当する体制とすることで学生支援の整備充実を図った。	～障害者差別解消法施行に伴うセンター体制強化～
2018年4月	コーディネーターを1名増員	相談件数全体の増加と、一つひとつの事例が複雑化し、連携する関係者が多くなるなど、より丁寧な対応が求められるようになってきたためコーディネーターを1名採用し、3名体制とした。	～年々増加する精神（発達含む）障がいのある学生相談・支援の充実化～
2019年4月	「関西大学心理相談室規程」及び「関西大学ピア・カウンセラー規程」改正	公認心理師法に則り、個別の相談業務だけでなく、適切に多職種、他部署との連携をとりながら、年々複雑化する多様な事業への対応強化を図った。	～公認心理師制度誕生に伴う文言修正と副室長を置き体制強化～
2019年12月	「学生相談・支援センターにおける守秘に関する取扱要領」の改正	公認心理師法が施行されたことに伴い、取扱要領に「公認心理師」を追加した。	～公認心理師制度誕生に伴う改正、危機管理体制強化～
2019年度	情緒的に不安定な学生への対応をきっかけに心理相談室とセンターとの精神障がいのある学生への対応について協議	センターと心理相談室の連携が進み、学生からわかりにくくなってしまったと思われるそれぞれの役割を明確化し、学生にもわかり伝えることを心掛けることを協議した。	～危機的状況を回避するためのリスクマネジメント～
2020～2021年度	障がいのある学生に対するガイドラインの検証及び見直し	事業者（私立大学）による障がいのある学生への合理的配慮の提供が義務化されることを念頭に置きながら、センター業務がガイドラインに照らして適切に行われているかの検証を行った。また、『文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会（2023年度）』において、第3次とりまとめが発出されたあと見直しを行うこととなった。	～改正障害者差別解消法施行に伴うガイドラインの検証～
2022年10月	コーディネーターを1名増員	2023年3月末をもって9年間精神（発達含む）障がいのある学生の相談支援を主に担当してきたコーディネーターの定年退職に伴い、スムーズな業務運営を行うため、2022年10月から1名コーディネーターを採用。2023年4月から1名コーディネーターを採用し、開設以降最多のコーディネーター4名体制となった。	～前任コーディネーターの定年退職に伴うコーディネーターの増員～
2020～2022年度	コロナ禍においても変わらず行われた相談支援業務	遠隔情報保障やオンライン相談が行われるようになったことで、相談支援業務の可能性が広がった。	～ICT化が進み開発された情報保障支援～
2021年	専門委員の交代に伴う増員	2021年3月に長年お世話になった専門委員が定年退職になったことに伴い、専門委員を増員した。	～前任専門委員の定年退職に伴い、専門委員の増員による運営委員会の体制強化～

1.3 現在の体制

(1) 規程・ガイドライン等

規程は、2013年2月14日制定された（表2）。基本方針及び同ガイドラインは、2016年4月施行された障害者差別解消法に合わせて制定された（表3）。

表2

関西大学学生相談・支援センター規程

平成25年2月14日
制定

- (設置)
- 第1条 関西大学（以下「本学」という。）に、関西大学学生相談・支援センター（以下「センター」という。）を置く。
- (目的)
- 第2条 センターは、本学における学生相談及び支援に係る諸施策の企画・立案を行い、組織的かつ効果的に学生相談及び支援を実践し、その質的向上に寄与することを目的とする。
- (業務)
- 第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- (1) 学生相談全般に関する事項
 - (2) 修学・学生生活の相談及び支援に関する事項
 - (3) 障がいのある学生に対する修学支援に関する事項
 - (4) 各種研修及び啓発活動に関する事項
 - (5) 情報発信及び広報活動に関する事項
 - (6) 支援のための施設及び設備等の環境整備に関する事項
 - (7) 学内外機関との連携に関する事項
 - (8) 支援環境向上のための調査及び分析に関する事項
 - (9) 学生支援スタッフに関する事項
 - (10) その他センターの目的達成のために必要な事項
- 2 前項第3号に係る基本方針は、別に定める。
- (組織)
- 第4条 センターの業務を遂行するため、次の委員会を置く。
- (1) センター委員会
 - (2) センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）
- (構成)
- 第5条 センターに次の職員を置く。
- (1) センター長
 - (2) 副センター長 2名
 - (3) センター専門委員（以下「専門委員」という。）
 - (4) コーディネーター
 - (5) 事務職員
- (センター長)
- 第6条 センター長は、センターを代表し、その業務を統括する。
- 2 センター長は、学長が教授のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。
 - 3 センター長の任期は4年とし、再任を妨げない。
 - 4 センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (副センター長)
- 第7条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 2 副センター長は、学長が本学専任教育職員のうちから理事会に推薦し、理事会が任命する。
 - 3 副センター長の任期は4年とし、再任を妨げない。
 - 4 副センター長が欠けたときは、補充しなければならない。この場合において、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (専門委員)
- 第8条 専門委員は、第3条に規定する業務に従事する。
- 2 専門委員は、本学職員のうちから、センター長が委嘱する。
 - 3 専門委員の任期は4年とし、再任を妨げない。
- (センター委員会)
- 第9条 センター委員会は、次の事項について協議し、決定する。
- (1) センターの実施事業計画及び実施に関する事項
 - (2) センターの実施事業に関する自己点検・評価
 - (3) その他センターの運営に関する必要な事項
- 2 センター委員会は、次の者をもって構成する。
- (1) センター長
 - (2) 副センター長 2名
 - (3) 副学長のうち1名

関西大学学生相談・支援センターにおける障がい学生支援の10年

- (4) 教育推進副部長のうち1名
 - (5) 各学部・研究科の学部学生相談主事
 - (6) 法務研究科、会計研究科及び心理学研究科の執行部から選出された者 1名
 - (7) 学生センター副所長のうち1名
 - (8) 入試センター副所長のうち1名
 - (9) キャリアセンター所長
 - (10) 保健管理センター所長
 - (11) 心理相談室長
 - (12) 国際副部長のうち1名
 - (13) 学事局次長のうち1名
 - (14) 高槻事務局次長のうち1名
 - (15) 堺事務局次長又は事務長のうち1名
 - (16) 国際教育グループ長
 - (17) 入試・高大接続グループ長
 - (18) 学生生活支援グループ長
 - (19) 保健管理センター事務長
 - (20) キャリアセンター事務グループ長
 - (21) センター事務グループ長
 - (22) 専門委員のうち1名
 - (23) コーディネーター
- 3 センター委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 4 委員長はセンター長をもって充て、副委員長は副センター長のうちの1名をもって充てる。
 - 5 センター委員会は、委員長が招集し、議長となる。
 - 6 センター委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。
 - 7 第2項第5号及び第6号に規定する委員が出席できないときは、当該学部・研究科及び専門職大学院の他の構成員の代理出席を認める。
 - 8 第2項第7号から第12号までに規定する委員が出席できないときは、委員が指名する本学専任職員の代理出席を認める。
 - 9 センター委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(運営委員会)
- 第10条 運営委員会は、第3条に規定する業務の遂行に関する事項を協議する。
 - 2 運営委員会は、第5条に規定する職員のうちからセンター長が指名する者で構成する。ただし、事務職員については若干名とする。
 - 3 運営委員会は、センター長が招集し、議長となる。
 - 4 センター長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(守秘義務)
- 第11条 センターに所属する職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 2 守秘義務に関する事項については、別に定める。
- (事務)
 - 第12条 センターに関する事務は、学生相談・支援センター事務グループが行う。
(その他)
 - 第13条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
 - 2 障がいのある学生に対する修学支援委員会規程(平成21年6月25日制定)は、廃止する。
- 附 則
- この規程(改正)は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規程(改正)は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規程(改正)は、平成28年10月1日から施行する。
- 附 則
- この規程(改正)は、2017年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規程(改正)は、2019年10月1日から施行する。
- 附 則
- この規程(改正)は、2020年10月22日から施行する。

(関西大学例規集, 2023)

表3

障がいのある学生に対する修学支援基本方針

関西大学では、教育理念「学の実化」を実現するために、「社会を見つめ、変化に挑む。『考動』する関大人が世界を拓く。」をスローガンとし、様々な教育的側面から「考動力」あふれる人材の育成に取り組んでいます。

本学では、この精神のもと、次の3つの方針をもって、「すべての学生がともに生き、ともに学ぶ」キャンパスづくりを目指します。

- 1 教育を受ける機会の平等の実現と障がいのある学生の自立に向けた修学支援
 - 2 教育における多様性を尊重し、すべての学生の学びと成長のため、学生が互いにサポートしあえる環境づくり
 - 3 障がいのある学生に対する修学支援を通じた大学全体の教育力・学生支援力の向上
- 2016年4月

関西大学

障がいのある学生に対する修学支援ガイドライン

はじめに

このガイドラインは、「障害者の権利に関する条約」並びに「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に基づき、関西大学において障がいのある学生に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関する必要な事項について定める。

このガイドラインの実施にあたっては、「障がいのある学生に対する修学支援基本方針」に則り、権利主体である障がいのある学生の意思を尊重するとともに、教員、職員及び学生が連携協力し、「ともに生き、ともに学ぶ」キャンパスづくりに取り組むものとする。

1 不当な差別的取扱いの禁止

(1) 基本的な考え方

障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として権利利益を侵害することを禁止する。

なお、障がいのある学生の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がいのある学生を障がいのない学生より不利に扱うことである。

(2) 正当な理由

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がいのある学生、第三者の権利利益及び大学の教育・研究の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断するものとする。

教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明するものとし、理解を得るように努める。

2 合理的配慮

(1) 基本的な考え方

障がいのある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該学生の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努める。

(2) 支援対象

原則として、正規の学部生・大学院生や本学への進学希望者であって、心身の機能に障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、かつ、支援の根拠となる障害者手帳や医師の診断書等があり、本人が修学支援制度の利用を希望する者とする。

(3) 支援の体制

ア 障がいのある学生及びその家族その他の関係者からの相談に的確に応じるための相談窓口として、学生相談・支援センターを設置する。

イ 学生相談・支援センターには、専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、その他必要かつ適切な人員を配置する。

ウ 学生相談・支援センターは、障がいのある学生の相談に応じるとともに、必要に応じて、学部・研究科、教務センター、学生センター、キャリアセンター、入試センターその他の関係機関との連絡調整を行う。

エ 支援内容の調整にあたっては、学生相談・支援センターは、障がいのある学生の意思を尊重し、個々に応じた調整を行う。

(4) 支援内容

ア 情報保障

大学等が提供する様々な機会において、障がいのある学生が障がいのない学生と平等に参加できるよう、必要かつ適切な情報保障を行う。

イ コミュニケーション上の配慮

情報保障とあわせて、ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために必要なコミュニケーション上の配慮を行う。

関西大学学生相談・支援センターにおける障がい学生支援の10年

ウ 教材の配慮

シラバスや使用される教科書・教材に学生がアクセスできるように配慮し、またその際の支援技術の活用についても配慮する。あわせて、高等教育における学習においては、予習・復習・課題への対応等の自主学習が重要な役割を果たしていることに鑑み、自宅等での教材の利用が可能となるよう環境整備に努める。

授業のために教員が使用する資料については、学生が受講する際、事前に一読したり、学生自身が読みやすい形式に変換するなどの作業が必要となる場合があることから、学生の障がいの状態・特性等に応じ、事前に提供する。

エ 公平な試験の配慮

入学試験や単位認定等のための試験においては、点字や拡大文字等による情報保障、試験時間の延長や別室受験、支援技術の利用等により、障がいのある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するために必要な合理的配慮を行い、障がいのない学生と公平に試験を受けられるよう配慮する。

オ 公平な成績評価

成績評価においては、障がいのある学生の学習の成果等を適切に評価するものとする。このため、学生が教育目標を達成していることを柔軟な方法で評価しつつも、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更は行わないよう留意する。

カ 心理面・健康面の配慮

障がいのある学生が周囲と適切な人間関係を構築するために、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の学生や教職員が障がいについて理解を深めるよう努める。

また、学習の見通しが立てられるようにすることや周囲の状況を判断できるようにすることで、学生の心理的不安を取り除くことが可能となるよう支援する。

このほか、健康状態に応じて学習内容・方法を柔軟に調整し、障がいに起因した不安感や孤独感を解消することにより、自己肯定感を高めることが期待されることから、心理面・健康面への配慮を行う。

(5) 支援内容に含まれないもの

ア 教育の本質や評価基準を変えてしまう内容のもの

イ 他の学生に教育上多大の影響を及ぼすような教育スケジュールの変更・調整

ウ 大学にとって、その実施に伴う負担が過重なこと

エ 教育とは関係のない生活全般にわたる支援に関すること

なお、正当な理由をもって合理的配慮として支援できない内容についても、障がいのある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努める。また合理的配慮を行うことが困難な場合においても、代替案を提示するなど、双方の建設的対話による相互理解に努める。

(6) 支援の活動範囲

原則としてキャンパス内における入学試験支援、修学支援及び就職支援とする。生活介助及び通学支援はこの範囲に含めない。

ア 入学試験支援

入学試験時に支援を必要とする場合は、入試センターが主体となり、支援対象者と事前の面談を行い、内容を確認した上で可能な支援を行う。

イ 修学支援

大学が行う支援は、原則として正課授業及び学校行事とする。

具体的な合理的配慮の内容については、障がいのある学生本人の希望を可能な限り尊重し、所属学部・研究科、学生相談・支援センター及び関係機関が調整し、障がいのある学生との合意の下に決定する。

障がいのある学生が上記以外の修学上の支援を希望した場合においても、所属学部・研究科及び関係機関と調整の上、可能な範囲で支援を行う。

ウ 就職支援

障がいのある学生を対象としたキャリア・就職支援及び外部支援機関との連携による支援を行う。また、キャリアセンター主催プログラムの参加学生へ必要な支援を行う。

3 環境整備

個々の障がいのある学生に対して行われる合理的配慮を的確に行うため、環境整備に努める。

なお、環境整備には、ハード面のみならず、教職員に対する研修等のソフト面の対応も含む。

4 研修・啓発

障がいに関する理解の促進のため、教職員及び学生を対象にした研修等を行い、意識啓発に努める。

5 情報公開

障がいのある本学進学希望者や学内の障がいのある学生に対して、受け入れ姿勢・方針を、ホームページ等を通じて公開する。

6 担当窓口

学生相談・支援センター

7 ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、学生相談・支援センター運営委員会の協議を経て、学生相談・支援センター委員会において協議・決定する。

8 附則

このガイドラインは、2016年4月1日から施行する。

(関西大学学生相談・支援センター、2023)

(2) スタッフの構成

① 障がい学生支援コーディネーター

2013年開設時1名、2018年3名、2022年10月から4名体制となった。採用の必須条件ではないが、コーディネーターの保持している資格としては、社会福祉士、公認心理師、臨床心理士、手話通訳士、特別支援教育士などがある。

② 事務職員

開設時4名から、2022年度6名となった。内訳：グループ長、グループ長補佐、課員4名（専任事務職員2名、契約職員1名、定時事務職員1名）

③ 学生支援スタッフ

合理的配慮の提供は大学に求められており、大学が責任をもって担うべきことである。本学では、この合理的配慮の提供（主に情報保障支援）場面において学生支援スタッフも重要な役割を担っている。2013年から2020年までは、60～90名程度の登録人数であったが、2021年以降は、100名を超えるようになった。

④ センター長、副センター長（2名）

センター長は、教授のうちから、2名の副センター長は、専任教育職員のうちから、学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。前例のない事例の支援については、センター長、副センター長とグループ長が協議し、最終判断はセンター長が行う。センター長は、センターを代表し、その業務を統括する。

副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。副センター長2名のうち1名は、心理相談室長を兼務している。

⑤ 専門委員

専門委員は、本学職員のうちから、センター長が委嘱する。心理・福祉・法律などの分野の専門家として、センター業務にアドバイスをを行う。

本センターの現在の構成を示す（図1）。

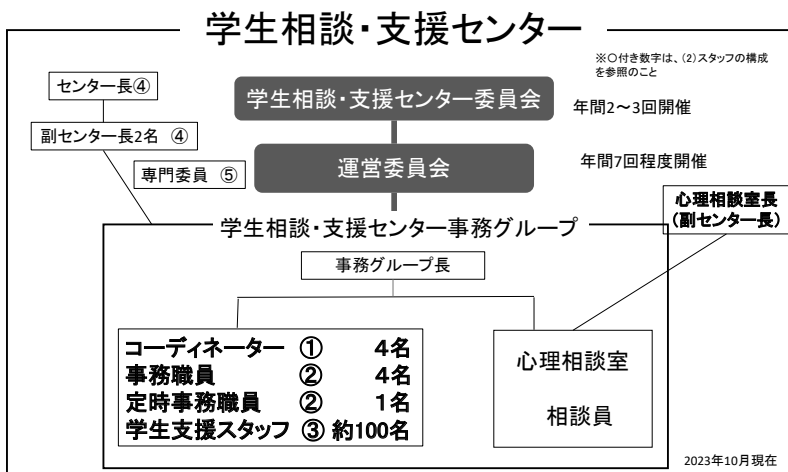


図1 【センター組織図】

(関西大学学生相談・支援センター，2019一部改変)

(3) 委員会・会議等～全学をあげた組織的な対応とするために～

窓口となるセンターから、図2に示した会議の流れに沿って、報告、相談、協議を行い、日々の業務を遂行する。最上部の会議である『学生相談・支援センター委員会』には、センター役職者、コーディネーターのほか、センター担当副学長、各学部学生相談主事(教員)、学生支援部署の教職員が委員として出席する。

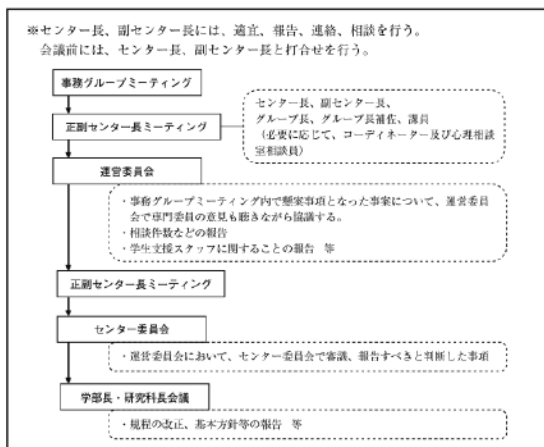


図2 【会議のフローチャート】

(関西大学学生相談・支援センター、2023)

(4) 工夫と特色

① 心理相談室と学生相談・支援センターの“狭間に置かれる管理職の苦悩”

心理相談室は、保健管理センターの傘下にあったが、学生相談・支援センターが開設されるに伴い、発達障がい傾向のある学生支援の連携を強化するために学生相談・支援センター傘下となった。そして、学生相談・支援センターの管理職は、心理相談室の管理職も兼ねることとなった。管理職が同一人ということもあり、10年という時間をかけたおかげで連携協力は進み、対応能力は向上してきたが、他方で、重篤なケースも増加しており、課題も少しずつ浮き彫りになっていた。その一つが、心理相談室と学生相談・支援センター双方での支援を受けており、情緒面での著しい困難を抱えた学生の対応であった。

一人の学生が両方の窓口に来ている場合、その対応について、管理職が心理相談室相談員（以下、「相談員」という）、コーディネーターそれぞれから相談されることがよくあり、守秘のレベルの違い、相談員、コーディネーターの考え方の違いから、管理職自身に慎重な判断と対応を要する場

面が多かった。

心理相談室と学生相談・支援センターは守秘のレベルが異なっており、学生相談・支援センターは修学するうえでの困りごとを軽減するために関係者間で情報を共有、連携し環境調整を行い、心理相談室は、本人が望まない限り、相談内容などは守秘義務で守られることとなる。

この違いが学生にきちんと伝わっておらず、相談方法に混乱が生じたものと考えられる事例があった。こういった事態を改善するために、検討を重ねた結果、相談員とコーディネーターは、学生にそれぞれの相談窓口の利用方法を説明し、支援者側も学生に誤解を与えないような仕組みを作る努力を重ねた。そして、心理相談室には相談員がスーパーバイザー（教員）からスーパーバイズを受ける仕組みがあったが、スーパーバイザーがいなかった学生相談・支援センターにおいて、2022年10月から、発達障がい分野専門の副センター長を中心とした定期的なカンファレンスを行うシステムを導入し、より安定した運営ができるようになった。

② 「場」の重要性 ～安心できる空間～

センター開設当初は、机を並べるだけで精一杯の広さであったため、授業支援グループ内のチームとして業務を行っているときには、コーディネーター、事務職員はもちろん授業支援業務を担っているSA（学生アルバイト）とも同じ空間におり、対面ではもちろん電話での相談対応の際にも別室に移動してかけ直すなどして、個人情報への配慮を行った。

その後、2017年11月センターは移転し、相談室を2室、多目的スペース（点訳や文字付け作業スペース）を設置することができた。窓口から奥の席までの距離も保てるようになり、相談の電話内容が窓口にいる人に聞こえることもなく、また、入口入ってすぐのところには椅子とテーブルが置かれている。少し休憩もできるし、コーディネーターと少し話すこともできる。車で言うとハンドルの遊びの部分に当たるのではないかと思う。悩みを抱え相談に来ているのだから、駆け込んだその場が余裕のある空間であってほしい。相談室も1つから始まり、現在は最大で4か所使用すること

ができるようになった。

③ スタッフが創る空気感 ～微笑みの絶えない職場～

センター内では、業務に集中している以外のタイミングで、スタッフに少しずつでも雑談をすることを奨励している。ミーティングも定期的に行うが、雑談の中にきらりと光るアイデアが出たりする。また、相談支援業務の現場における心身の緩急は非常に大切だ。緊張感を持った相談業務を終え、スタッフの事務スペースに戻ったとき、それまでの緊張を解き雑談することによって、心がほぐれ、緊張の中では理解できなかった学生の困りごと解決への糸口が見いだされたりすることがある。また、管理職としては、雑談の場でスタッフの心身の健康状態を見極めることが出来る。相談支援業務従事者は、一人で抱え込んだり、支援に熱意を傾けすぎバーンアウトしてしまうこともあるので、センターでは、常に個人ではなく、組織として対応すること、必要な情報を共有でき、互いの様子の変化に気づきやすい雰囲気づくりを心掛けている。チーム関大を目指して。

2 支援業務（マネジメントの視点から）

2.1 支援の対象と啓発活動

(1) 学生

大学における修学支援は、学生からの申し出に基づき相談・支援が始まる。他の項で書いている通り、所属学部・研究科の教職員とともに面談が行われ、学生本人の意向を元に関係者の話し合いで支援内容が決定され、授業担任者へ配慮依頼文書が所属学部長名で発信される。

センター開設以降、学生に対する啓発活動は学生支援スタッフ養成研修にとどまっていたため課題となっていたが、2021年度から2年間、「大学におけるユニバーサル社会づくりの実践」という授業が全学部を対象とする共通教養科目として開講された。

手話講座は、1986年から学生部で行われてきた本学では歴史のある講座

である。センターの開設に伴って移管され、手話講座では初級及び中級講座を実施しており、初級講座は常に定員オーバーするほどの人気講座である。また、点訳講座は、センター開設時、視覚障がいのある学生が支援を受けていたこともあり、開始された。

(2) 学部・研究科教員

学生への支援を行うことと並行して、センターでは教員への支援となる啓発が必要であると感じるようになっていた。日常的に学生と接している教員でないと気付くことができない学生の異変や違和感に対し、啓発によって教員の意識が変わると、その学生への声かけの仕方や言葉遣いやその後、どこの誰にどのようにつなげばいいかがわかるようになる。学生の困りごとは、教員の困りごとでもある。一つの事例に接し、センタースタッフとそれぞれの役割を果たしながら学生の相談支援に成功すると、次の事例でも教員は相談支援にかかわる勇気が湧き、事例を積み重ねることによって支援者は学生支援能力が向上し、結果的に支援にかかわる人が増えていくことにつながる。

センター開設からの5年間、その時その時に適したタイミングで啓発活動を行ってきた。2013・2014年度は、学生をサポートするための『“心”の基礎研修・応用研修』を行った。このときのキモは、関心のある、あるいは部署ごとにキーパーソンとなりそうな人材にピンポイントで参加を促し、人事記録にも残る研修として受講を求めたことにある。本学の教職員は、学生へのサポートに積極的であるが、何か悩みがありそうな学生がいるときにどのように声をかけていいか、どう接していいかわからないことも多く、「今日の学生が抱える問題」「精神疾患等のある学生への対応ポイント～事例から学ぶ～」といったタイトルの研修を行ったことが、教職員が求めている内容にズバリこたえることができたのだと思われる。それは、受講者数に表れており、延べ270名の参加者があり、そのうち、教員からも53名の受講があった。

また、教授会の前後の時間を使ってほぼ全学部の教員にコーディネーターが相談支援の比較的多い事例をもとにした架空事例を通じて、行動や困難の背景要因や対応の視点に関する解説を行ったり、各学部執行部とは所属学部学生についての情報共有や意見交換を行ったりして、学部・研究科との連携協力体制を地道に強化していった。なお、前者の取組みによって、まだセンターとの接点のない教員にも、各コーディネーターの見える化を図ることにもつながったと考えられる。

(3) 事務職員

① 人材開発課（人事課）との共催研修

「障害者差別解消法」が施行される前のタイミングで、全管理職者対象に人事課との共催研修会を実施できたことは、学内の連携協力を進めるうえで、たいへんな追い風となった（資料3）。法律の趣旨を正確に伝え、学内行政を司るキーパーソンに共通認識が出来たことは、「なぜ、それをしなければならないの？」などという質問にこたえる時間さえ不要になり、建設的対話が日々積み重なっていくこととなった。

資料3 【障がい者支援に関する研修会】

障がい者支援に関する研修会

- 1 日 時 平成27年11月20日(金) 10:00～11:30
- 2 場 所 尚文館 1階マルチメディア AV 大教室
※高槻・高槻ミュージアム・堺・北陽の各キャンパスからは、テレビ会議システムを利用のうえ受講可能。
- 3 対 象 6等級以上及び希望者
- 4 講 師 東京大学 先端科学技術研究センター 准教授 近藤 武夫先生
- 5 テー マ 「高等教育機関における障害のある学生等への差別禁止と合理的配慮提供に向けた体制整備」
- 6 趣 旨 平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行される。本法律において、私立大学等では、障がい者への差別的取り扱いの禁止は法的義務、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となる。
文部科学省から、障害者差別解消法の実施に関する「対応指針」が出され、本学もそれに則した対応が求められる。文部科学省「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実施に関する調査研究協力会議」協力者でもある東京大学准教授近藤先生に「対応指針」における差別的取り扱い及び合理的配慮の考え方について、ご講演いただき、理解を深めたい。
- 7 主 催 総務局 人事課
学事局 学生相談・支援センター事務グループ

以 上



【講師プロフィール】

専門は特別支援教育(支援技術)、発達神経心理学。東京大学先端科学技術研究センター人間支援工学分野 准教授。博士(心理学)。DO-IT Japan (<http://doit-japan.org/>) ディレクター、米国ワシントン大学 DO-IT Center 連携研究員。一般社団法人日本LD学会理事、一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会理事・事務局長。文部科学省「障害者差別解消法に関する調査研究協力者会議」委員。

広島大学教育研究科助教、米国ワシントン大学計算機科学工学部客員研究員を経て現職。多様な障害、特にLDやADHD、自閉症スペクトラム、高次脳機能障害、精神障害等のある人々を対象に、就学や就労での支援に役立つテクノロジー活用や合理的配慮に関わる研究を行っている。

著書に「知のバリアフリー(2014年、共著、京都大学出版会)」、「情報社会のユニバーサルデザイン(2014年、共著、放送大学教育振興会)」、「発達障害のある人の大学進学(2014年、共著、金子書房)」、「発達障害の子を育てる本 ケータイ・パソコン活用編(2012年、監修、講談社)」、「バリアフリー・コンフリクト(2012年、共著、東京大学出版会)」等。

② 人権問題研究室及び関大防災 Day2016 実行委員会との連携行事

障がいのある学生に対する修学支援は、2013年センター開設以来年々体制が充実化されてきたが、災害時における体制については課題であった。そのため、人権問題研究室及び関大防災 Day2016 実行委員会との共催で『備えあれば憂いなし～災害に備える支えあいの仕組みづくり～』公開講座が開催された(資料4)。

※関大防災 Day とは、2010年から全学をあげて実施している関西大学独自の防災啓発行事



備えあれば憂いなし

—災害に備える支えあいの仕組みづくり—

日時 2016年11月18日（金）14：40～16：10

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

2016年4月から障害者差別解消法の施行に伴い、障害のある学生への合理的配慮としての修学支援のシステム構築が急務の課題となっています。関西大学では、2013年度から支援システムづくりに着手し事例の検証を重ねながら体制を築いてきました。

一方、吹田市では2012年度からの福祉避難所の指定や災害対策基本法の改正に伴い2013年の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、要支援者名簿の作成といった「災害時要援護者支援事業」に取り組んでいます。

本日のシンポジウムでは、「備えあれば憂いなし」のこたわぎ通り、日ごろの支えあいの仕組みづくりが災害時に生きてくるという観点から「日常と非日常をつなげる支援システムとコミュニティのあり方」について皆さんとともに考えたいと思います。

第1部 関西大学学生相談・支援センター「障害のある学生支援事業 -システムづくりと実際-」

神藤 典子（グループ長）

藤原 隆宏（身体障害担当コーディネーター）

近森 聡（精神/発達障害担当コーディネーター）

第2部 吹田市福祉部「災害時要援護者支援事業 -システムづくりと実際-」

山内 薫（福祉総務課長）

司会・コメンテーター

加納 恵子（社会学部教授・障害者問題研究班幹事）

* * *

●聴講無料 予約は不要です。多数のご来場を歓迎します。
手話通訳あり



主催 関西大学人権問題研究室

共催 関西大学学生相談・支援センター
関大防災Day2016実行委員会

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>

③ センター開設10周年記念シンポジウム

障害者差別解消法に先立ち、2012年に障がいのある学生の修学支援を開始し、2013年にはそれら支援を窓口となって専門に担う組織として、センターを開設した。センター開設から現在に至るまで、在籍する障がいのある学生が他の学生と分け隔てられることなく修学できるよう、ニーズに合った支援を継続的に行ってきた。2022年12月21日に行った本シンポジウムでは、まず吉本興業所属の漫談家・濱田祐太郎氏による講演や本学コーディネーターと学生支援スタッフによるこれまでの取り組みを振り返り、センター利用学生のパネルディスカッションを通じて、今後の展望について語り合った（資料5）。

2.2 支援の流れ

本学に在籍する障がいのある学生が他の学生と分け隔てられることなく修学できるように、基本方針及びガイドラインに沿って合理的配慮を提供する。合理的配慮の内容については、コーディネーターが窓口となり、障がいのある学生の意向を尊重し、所属学部・研究科を交えた建設的対話に基づき決定する。「相談受付」から「支援の実施」への流れを紹介する（資料6）。

2.3 支援マネジメントの特色

(1) 2人3脚的コーディネート術

学生の困りごとを聴く際や、学生の所属学部・研究科教職員とセンター関係者が話し合う際などに、本学では、必ずコーディネーターと事務職員がペアで同席することになっている。コーディネーターは、専門職として雇用されているため、学内のシステムや仕事の流れ、そして学内の“人＝キーパーソン”を知ることが容易ではない。しかし、円滑な連携に基づく支援のためには、これらの情報が重要な要素であり、その部分を支えるのが事務職員である。コーディネーターがその能力を十分に発揮することがで

資料5 【学生相談・支援センター 開設10周年記念シンポジウム】



当日
プログラム

- 15:00 開会
- ・開会挨拶 前田 裕 (関西大学学長)
 - ・シンポジウム趣旨説明 林 宏昭 (学生相談・支援センター長)
 - ・学生相談・支援センターの取組み説明
神藤 典子 (学季周次長兼学生相談・支援センター事務グループ長取扱)



- 15:20 講演 「見えないから見える世界
清田祐太郎お笑いトークショー」
清田祐太郎氏 (漫談家) 吉本興業所属



- 16:05~16:15 休憩

- 16:15 「10年間の支援の歩み、そして、今後の展望
コーディネーターの視点から」
- 近森 聡 (学生相談・支援センターコーディネーター)
 - 藤原 隆宏 (学生相談・支援センターコーディネーター)
 - 佐野 寛子 (学生相談・支援センターコーディネーター)

- 16:55~17:00 休憩

- 17:00 パネルディスカッション
「ともに生き、ともに学ぶキャンパスをめざして
～現役生が語る 障がい学生支援～」
- パネリスト 学生支援スタッフ学生
利用学生
- 司会・進行 藤原 隆宏 (学生相談・支援センターコーディネーター)

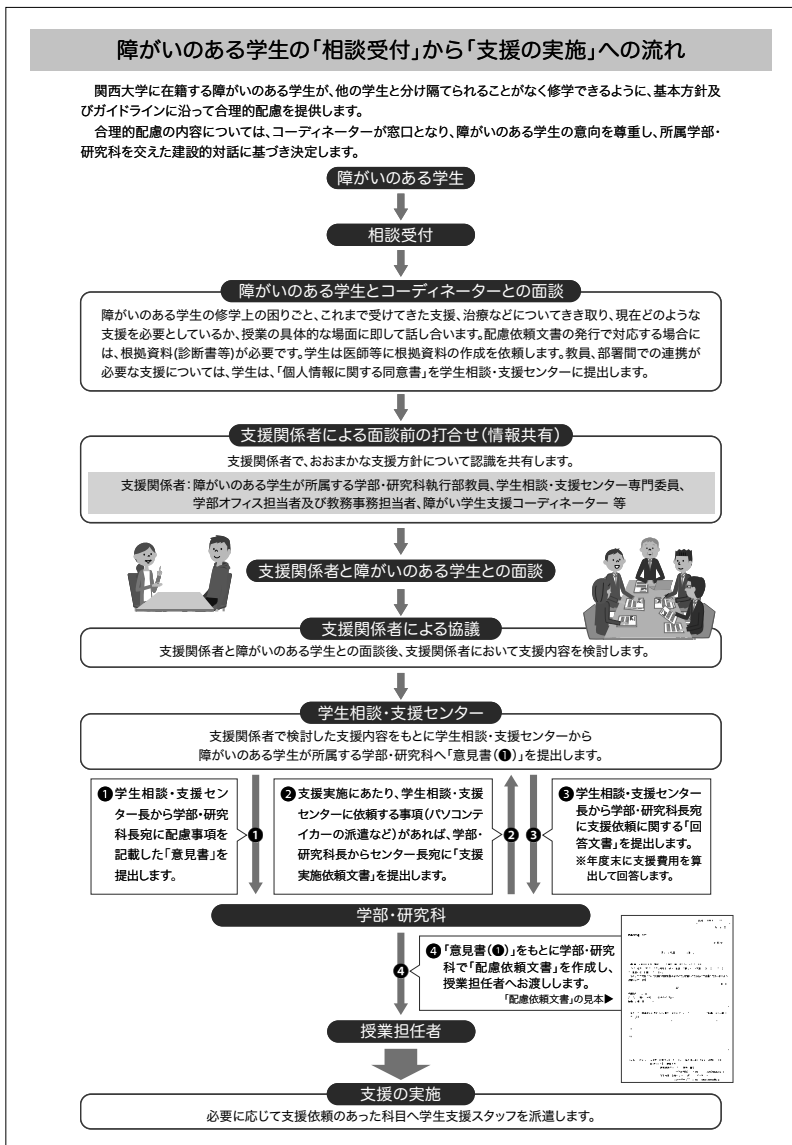


- 17:45 閉会 ・閉会挨拶 藤田 高夫 (関西大学副学長)



関西大学 学生相談・支援センターは10周年を迎えました。

資料6 【相談受付から支援の実施への流れ】



きるように支え、他部署教職員にはコーディネーターの役割やセンターの自立に向けた支援方針やその範囲等を伝えることがセンター事務職員の重要な役割となっている。つまり、センター事務職員は、「コーディネーター」と「学内関係者」の間を、コーディネーターは、「障がいのある学生」と「学内関係者」の間をコーディネートするという役割をそれぞれ果たしているのである。

また、他大学にはない本学のもう一つの2人3脚は、大学執行部と緊密な連携を行うことができるセンター長と、心理、福祉、法律といったそれぞれの専門分野の専門家として選出された各専門委員との関係である。この両者がタッグを組み、組織上層部にセンターの機能、役割を伝えることにより、大学全体での組織としての支援を構築させている。

(2) セクショナリズムを超える

センターは障がい学生が支援を求めるための窓口ではあるが、実際の支援は、所属学部・研究科、授業担任者、教務関係職員、その他関係者の協働で支援チームなるものを形成することで縦割り業務の弊害を超えた横断的かつ円滑な支援の形成に基づき実行される。

支援の具体的な担い手は、例えば聴覚障がいのある学生への情報保障支援については、学生支援スタッフが、授業における配慮は授業担任者が、そして、配慮依頼文書の作成、配付には学部・研究科、教務関係職員、およびセンタースタッフがかかわる。

多くの大学で陥りやすい事態としては、『支援センターが設置されたら、全部丸投げされる』といった状態である。本学では、そういった状況に陥らないために、学部・研究科、教務事務職員といった関係者や、関係部署を巻き込むことを常に心掛けた。言葉で言うと簡単そうだが、“巻き込む”ことは、簡単ではないし、一朝一夕にはできないが、縦割り業務の弊害を超えるため、支援マネジメントには必須の要件になる。

また、日頃から、学内関係者とコミュニケーションをとる。それが、雑

談であってもいいと思っている。筆者が就職当初配属された学生課の相談室では相談員が定年退職になったにもかかわらず、人員補充がなかったため、“大学学生相談主事の先生方によるオフィスパワー”のようなものを設定する企画書を作成し上司に提案した。しかし、他部署に学生をつないだ際に、「話を聞いてもらえなかった」と学生が戻ってくるのが重なり、なぜなのかを考えた。その結果、たどり着いた答えが、「自分がつなぐべき人＝キーパーソンを知らないからだ」ということであり、各部署のキーパーソンを知るため、各部署のキーパーソンとのコミュニケーションをとるため異動を願い出た。今となっては、これが、筆者のマネジメントの原点ではないかと思っている。組織をあげての支援をするためには、大学内の“人材”という社会資源を有効に活用することが必要になる。「あなたの言うことなら（だまされたと思って）、一度やってみましょう」「あなたの言うことだから一肌ぬいであげましょう」と言ってもらえる（実行してもらえる）関係性のある教職員のキーパーソンをどれだけ持てるかが重要なのである。

3 学外活動

センター開設にあたり、障がい学生支援において先進である関西学院大学、同志社大学、立命館大学の各障がい学生支援担当管理職に教を請うた。各大学の管理職の方々は、これまで培ったノウハウをととても親切に提供してくださった。また、優秀な専門職の確保がセンター業務の重要課題であることもわかった。そこで、「必要とされているにもかかわらず、今ないものは創ればいい」という信条のもと、筆者は、「それぞれの大学からいただいた貴重な情報を4大学の管理職で共有し、協力し合うための場を創れば、4大学の障がい学生支援全体がより向上するのではないかと考え、3大学に働きかけ、『関西4大学障がい学生支援課長会議』を作った。次に、『近畿地区障害学生支援協議会（旧関西6大学障害学生支援協議会）』、『6大学懇談会（関東・関西6大学懇談会）』を作った。そういったことが

一つひとつ積み重なり、『全国高等教育障害学生支援協議会（AHEAD JAPAN）』理事、『HEAP（Higher Education Accessibility Platform）』アドバイザーボード、文部科学省による『障害のある学生の修学支援に関する検討会』（平成28年度）及び同検討会（令和5年度）委員の就任にまでつながっていると考えている。

3.1 関西4大学障がい学生支援課長会議

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の各障がい学生支援部署の管理職が年2回（当初4年は年4回）集まり、各大学の支援状況や、その時々課題などを話し合い、それぞれの大学における障がい学生支援の質向上につなげている。日頃からの信頼関係があるおかげで、対応困難な事例が出た場合にも、「同様の事例がないか。」「こんな場合はどう対応されているか。」「学外にこんな社会資源があります。」など、情報交換や情報提供を行い、お互いに協力し合うことで解決に導ける事例が少なくない。

4大学は、同規模私立大学であり、現在ではほとんど同レベルの支援を行っているが、共通の課題があるだけでなく、それぞれが、「障がい学生に対する就労支援経験の豊富さ」、「20年以上の身体障がい支援事例の蓄積データ量」、「法令に則った学内申し合わせ等作成」などの得意分野を持っており、大学の枠を超えて知恵を出し合い、学びあい、日々の支援業務向上につなげている。

3.2 近畿地区障害学生支援協議会（旧関西6大学障害学生支援協議会）

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の2012年度事業として地域ネットワーク形成事業を実施した大阪大学、大阪教育大学、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の6大学が、障がい学生修学支援について関西の大学間ネットワークの形成及び活性化を目指し活動していたが、2014年度には京都大学も加わったことを機に「近畿地区障害学生支援協議会」へと名称変更した。他地域にはない国公立と

私立大学のネットワークであり、各大学の障がい学生支援について年に2回様々なテーマで話し合い、情報交換を行っている。

3.3 6大学懇談会（関東・関西6大学懇談会）

同規模私立大学であり、同レベルの支援を行っている関西4大学と、立教大学、早稲田大学の6大学の障がい学生支援部署の関係者が、毎年別の会議の集まりの後時間を有効活用する目的で2016年10月から毎年懇談会を行っている。この懇談会が行われるようになったおかげで、日常的に連携協力体制ができ、メールでの情報共有や事例、例えば学生、教職員数の多さなどからくる課題など、同規模私立大学であればこそ理解し合えること、共通の課題等も多く、相互に相談、アドバイスを行うことが出来るようになってきている。

3.4 OSAKA 障がい学生支援ネットワーク研修会

障がいのある学生は増加しており、社会的な課題となっているが、各大学での取り組みは少しずつ進んでいるものの、地域を含めた支援体制は十分とは言えない。そこで、こうした課題について、多くの関係者で検討、解決することを目指し、大阪府のよびかけにより府内にキャンパスのある大学の障がい学生支援を担当するセクションを中心に『OSAKA 障がい学生支援ネットワーク』を立ち上げ、産学官の支援関係者向けの研修会を開催することになった。

第1回においては、国立大学から大阪大学の望月直人先生、私立大学から筆者が、話題提供を行い、参加者において活発な意見交換が行われた。

3.5 一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会『AHEAD JAPAN』

高等教育機関における障がい学生支援に関する相互の連携・協力体制を確保するとともに、実践交流を促し、障がい学生支援に関する調査・研究及び研修・啓発を行って、実務への還元を図り、もって大学における障が

い学生支援の充実並びに学術研究の発展に寄与することを目的とする事業を行う団体である。

当センターは、第1種個人正会員となっており、筆者が理事の任にあっている。

3.6 「高等教育アクセシビリティプラットフォーム」(Higher Education Accessibility Platform『HEAP』)

本事業は、文部科学省、日本学生支援機構、その他の障がい学生支援を実施する関係機関や、企業・地方自治体、初等中等教育機関などの地域を形成するコミュニティと連携しつつ、高等教育における障がい学生支援プラットフォームの形成に取り組む事業であり、文部科学省：社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業として京都大学が採択されたものであり、本学は協力校となった。

本事業の企画・運営をより専門的に効果的に行うため、アドバイザーボードが設置されており、筆者が委員を務めた。

また、東京大学における「障害と高等教育に関するプラットフォーム」(Platform of Higher Education and Disability『PHED』)では、本学の藤原コーディネーターがSIG-CSW (SIG Campus Social Work) キャンパスソーシャルワークに関する専門部会に所属している。

3.7 文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会 (2016年度) に参画

本検討会委員として、筆者が2016年4月～2017年3月の間、計9回の会議に出席するとともに、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」作成に参画した(文部科学省, 2016a)。検討会報告(第二次まとめ)では、①障害者差別解消法で示された「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」についての大学等における基本的考え方と対処(実施体制、合理的配慮の決定手順、紛争解決のための第三者組織)、②教育方法や

進学、就職等、主要課題において各大学が取り組むべき内容や留意点などが示された（文部科学省，2016b）。

平成29年度新規事業「社会で活躍する障害学生支援センター形成事業」が行われ、本学も『HEAP』（前出）の協力校となっている。

3.8 文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会（2023年度） に参画

本検討会委員として、筆者が2023年4月～2024年3月の間、会議に出席するとともに、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」作成に参画している。（本原稿執筆時は、検討会継続中）

2024年4月に障害者差別解消法の一部を改正する法律が施行され、私立大学を含む全ての大学等において、障がいのある学生に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められることとなる。文部科学省ではこれまで、合理的配慮の考え方や大学を含む関係機関が取り組むべき中長期的課題等について検討を行い、2012年度に「第一次まとめ」、2016年度に「第二次まとめ」をとりまとめ、大学等における取組を促してきたところであるが、各大学等においては、近年の障害学生の増加や、改正障害者差別解消法の施行等を背景に、これまで以上に、障害学生への修学支援体制の整備が急務となっている。こうした状況を踏まえ、高等教育段階における障害学生の修学支援のあり方について検討を行うため、障害のある学生の修学支援に関する検討会が開催された（文部科学省，2023）。

4 10年間をふりかえっての雑感あれこれ

4.1 全国との比較

センター開設の2013年度から2022年度の学生数の移り変わりを比較すると、全国の大学における学生数は、2,991,385名（私立大学2,247,411名）から3,055,843名（私立大学2,312,012名）となり、障がい学生数は12,488

名から36,414名となった。障がい学生の在籍率は、0.42%から1.19%となっている（出典：日本学生支援機構（2014）「平成25年度（2013年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」；日本学生支援機構（2023）「令和4年度（2022年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」）（日本学生支援機構，2014）（日本学生支援機構，2023）。

一方、本学の学生数は、2013年度30,178名（学部・大学院・専門職大学院）、2022年度29,506名であり、障がいのある学生の把握人数は、64名から384名となっていることから、在籍率は0.2%から1.3%となっている。10年前は全国平均より低かった在籍率が10年後に全国平均より高くなったことは、たいへん喜ばしいことである。なぜなら、これは、“すべての学生がともに生き、ともに学ぶ”キャンパスづくりを目指すという支援活動を行ってきた成果のひとつであると思われるからである。

4.2 多様性を尊重し、学生が互いにサポートしあえる環境づくり

センターでまず始めたのは、聴覚障がい学生に対する情報保障支援である。学生支援スタッフがノートテイクやPCテイクを行う。視覚障がい学生には、文字起こしや点訳を行う。障がい学生支援が、当たり前に必要な目の前で行われ、学内外の専門家などが情報保障を行うのではなく、学生が学生を支えることに意味がある。例えば、聴覚障がいのある学生を支援していた学生たちが、障がいのある学生を講師にして手話講習会を企画したり、障がいというものを学ぶ講座を開いたりすることがあった。共生社会を構築するためには、支援する側、支援される側と2分割するのではなく、お互いに支えあうという精神が重要だ。学生たちは、お互いを知るにつけ親しくなるにつけ、「障害」というものを知りたい、知ろうとするようになる。支援の現場でも、障がい学生は支援を受けるばかりの存在ではなく、支援スタッフも支援しているばかりの存在でもない。支援活動に携わ

ることによって、自分が人のためにできることがあるということを知り、自分の存在を自分が認められるようになったり、障がいのある学生の存在が支援する学生の心を支えることもあるという変化も目の当たりにしてきた。

4.3 “お世話好き”の関大教職員の学生支援の想いをくすぐる

障がい学生が入学するときには、本人を中心に、学部・研究科教職員、センター関係者が一緒に面談を行う。教員は教員の、そして事務職員は事務職員の視点で、学生の困りごとをたずねる。その話を支援関係者みなどで一緒に聞くところがキモである。相談支援の開始段階から一緒に聞いておく、あるいは、支援関係者が常に情報を共有しておくことによるメリットは大きい。伝え聞いた話ではなく、本人の言葉で温度感をもって聞くことに大きな意味がある。話を聞いた教職員は、自分にできることを考え、実行しようとする。そして、それによって学生とのコミュニケーションをとることができたり、修学支援がうまくいったりする経験を積むことで支援者の自己肯定感が向上し、また、新しい支援にも取り組む意欲がわくのである。障がい学生支援が教職員の学生支援力を育てている場面に筆者はこの10年間数多く出くわしてきた。

4.4 障がいのある学生支援が関大の教育力を向上させる

「障害」って何？から始まる。最初は、教員も事務職員もおっかなびっくりのところもある。

しかし、一度でも障がいのある人と接したり、支えたりする経験をした人は、接するにつれ、だんだん自然に接することができるようになる。困りごとをかかえる学生が比較的多い学部の教員は、他の学部教員より学生支援力が向上してくる。支援の積み重ねが積み重なって以前は、「障害」であると考えられた困りごとが「障害」ではなくなる。例えば、聴覚障がいのある学生がゼミの話し合いでどうすれば、みな意見を聞き議論に参加

することができるか、一度行った工夫は次に活かされ、また、違った障がいがあっても、何か工夫がないものかと考えることができるようになる。「障害」は、人の中にあるものではなく、社会が生み出していることを、筆者は多くの障がい学生とその支援関係者に学ばせていただいていた。

4.5 支援にかかわる人を増やす～必要なのは「巻き込み力」

センター開設当初、筆者が最も心を砕いたことは、「どうすれば、現場のことを大学上層部（大学を運営するキーパーソン）に伝えられるか」ということであった。現場に足を運んでもらえないなら、筆者がキーパーソンに情報を送ろうと、定期的にメールで通信文を発信し、少しでも関心のある方から問い合わせや質問があった時には、どんなに忙しくてもできるだけ丁寧に説明するように努めた。それは、このセンターで行われていることを上層部やキーパーソンに伝えることといういわば現場とキーパーソンをつなぐコーディネーションは筆者のポジションの役割だったからである。

ここで、余談になるが、筆者個人のことを申し上げると、管理職よりもコーディネーターがやりたかった。前部署（自らが立ち上げたボランティアセンターでは、事務職員でありながら、学生スタッフを育成し、コーディネーターの役割もしていた）での現場のやりがいがどうしても捨てきれず、センター開設後も数年間は、管理職としての役割を模索しながら、コーディネーター的発想や動き方をしていたように思う。2役をこなすことで、自身もしんどい状態が続き、センターも今ほどうまくは回っていなかったと思う。だが、ある頃から管理職としての自らの役割に専念することがセンター全体をよりうまく運営することだと気付き、本当の意味での管理職になった。

組織というのは、教育の現場、教務部門、学生支援部門、法人管理部門、学長、理事長。それぞれの人がそれぞれの役割、仕事を全うしてこそ、日々の教育、研究活動が円滑に行われる。「現場のことをわかってもらえない」と嘆く前に、各々担当者は、自らがわかってもらうための努力をしたかを

自らに問う必要があると筆者は思う。私たち支援者は、「自立に向けた支援」という言葉をよく使う。学生に「自立に向かう」ことを求めるなら、支援部署スタッフとして、そのために必要な学内外の支援を呼び起こすための努力をしているか、そのことをいつも意識しておく必要があると筆者は考えるようになった。支援の現場では、どうしても表に立つ者（主にセンターのコーディネーター、事務職員）が学生からも目立つが、その支援全体を支えている人々にも常に心を配り、感謝を伝え、お互いに支えあうことが必要だと思っている。本学での支援活動が充実しているなら、それは、当部署のスタッフの力だけではなく、組織全体のそれぞれの立場の人が各々の役割を全うしているからこそできているのだということを私たちは忘れてはならない。チーム関大としての大学をあげての支援が今後も続けられるためには、このことを忘れてはならないと強く思う。

4.6 みんなちがって当たり前

学生がみんなちがうことは当たり前であること。困りごとを持たない学生はいないし、また、困りごとを持たない教職員もいない。私がこの仕事をしてきて、とてもありがたいと感じていることは、表立って「賛成!!」「がんばれ!がんばれ!」などと応援してくれるわけではないけれど、手伝ってほしいこと、予算を執行してもらいたいこと、話を通してもらいたいこと、一つの支援を形にするために必要なことは少なくない。そのときに、助けてくれる人が数多く本学には（時には学外にも）いることである。「筆者が言うのだから、〇〇しよう」と言ってくれる人が存在することである。そういう人たちは、「みんなちがって当たり前」ということを理解している人たちだ。この業務を担当するようになって、「実はね」という話をよく聴かせてもらう機会が増えた。自らのちがいであったり、家族のことであったり。日常的には表に出さず、誰しものが困りごと（「障害」）を抱えて生きている。みなで、自分にできること、方法で他者を支え、生きていくことができれば、もっと楽に豊かに生きられる社会ができるのではないかと筆

者は考えている。

4.7 ICTが情報保障支援の概念を変える

これまでの障がい学生支援においては、情報保障支援が支援メニューの中心にあったが、コロナ禍を経て、様々なICT活用が加速した。ICT活用がより進むことで、現行の「支援」というものを特別なものと扱わなくなる日が来るのではないかと筆者は受け止めている。例えば、筆者は強度の近乱視であり、メガネやコンタクトレンズを使用することによって、見えない、見えにくいという困りごとを軽減し、これまで生きてきた。そのため、筆者は視覚障がい者とは呼ばれない。いつか来る未来においては、ICT活用によりコミュニケーションを図れるならば、「障害者」という言葉が使われない日が来るかもしれない。

4.8 “配慮”のひとりあるき

「配慮」って何だ？合理的配慮。教育的配慮…

「Reasonable accommodation」という言葉が日本に入ってきた際、「合理的配慮」という訳語がつけられた。これは、少しニュアンスが違っているのではないかと思われる。権利条約の意味を考えるならば、「障害を理由に他の者との差別をしないための環境調整」というのが本来の意味ではないかと思われる。「配慮」には、「してあげる」的なニュアンスがあり、「環境調整」には、障がい者の「権利」が存在すると思われるのだ。

本学は、センター開設前から、それぞれの部署が可能である支援を行ってきた。また、この10年間、学生本人を中心に置き、学部・研究科教職員、関係者とともに建設的対話を重ね、所属学部長名で授業担任者に配付してきた配慮依頼文書に基づき、様々な配慮が行われてきた。

一方、先進の他大学の経験等によると、当初は建設的対話が十分に行われたうえでの合理的配慮であったものが、単位の修得可否といった合理的配慮とは違った議論になることがあるということであった。2024年4月か

ら、私立大学においても合理的配慮が義務化される。

本来の意味「Reasonable accommodation」「障害を理由に他の者との差別をしないための環境調整」が十分な建設的対話のもと行われることを願う。建設的対話が十分に行われることによって、障がいのある学生のセルフアドボカシーを育てることにもなると考えられる。

4.9 インクルーシブキャンパス

センターで、様々な障がいのある学生、そして保護者や関係者と接する機会をいただいてきた。それぞれいろいろな出来事があった。最初は、全然信頼してもらえず、支援団体の方から大きな声で厳しい言葉をかけられたりしたこともあった。しかし、お互いの理解が進むと、「関西大学では、きちんと支援を行ってもらえることがわかったから、もう私たちは来ません。」と仰ってくださった支援団体の方もいた。そのほかにも数々学ばせていただいてきたが、筆者の一番心に残っている言葉は、身体に障がいのある学生からの言葉である。その学生にはヘルパーがついていて、料理を作ってくれるのだが、学生は、「自分に失敗を経験する権利をくれ」と言ったのである。誰でも、料理を初めて作れば失敗もする。だが、障がい学生の指示通りに料理を作らず、ヘルパーがよかれと思ってうまく作ったとしたら、それは、障がい学生の失敗する権利を奪っていることになる。ということだった。高等学校までの特別支援教育ではよくあることだが、高等教育機関においても障がい学生支援の現場では、今も起こっている。

障がい学生の就労支援は、大きな課題である。ユニークな能力を持っている学生、生徒がその能力を生かせない就職しかできない現状がある。筆者は、事務職員としてはとてもユニークな存在であると自負している。前例主義の大学において、「ないものは創ればいい」と考え、「困難なことがわかっている、あったらいいな」というものを「創りたい」「担当したい」と言葉に出してしまう。そして、いろいろな人を巻き込み、ときには迷惑をかけ、しんどい想いを一緒に味合わせ、自身もバーンアウトしたり

しながらも成し遂げてしまう。そして、最後には、大学もそんなユニークな私のマネジメント能力を認めてくださって、今のセンターをバックアップし、センターの「総合相談業務」と「障がいのある学生の修学支援業務」は日々様々な出来事が起こりながらも、多くのスタッフ、関係者の連携協力を得ることで粛々とい行われている。

多様な学生のユニークな能力を認めて、一日も早く社会が変わることを祈っている。信じている。「障害」を補完するICTやAIが発展し、多様な学生のユニークさを活用することができれば、超少子高齢化社会を救えるのではないかと筆者は考えている。

さいごに、開設以来、センターの相談支援業務に関わってくださったすべての方々に感謝申し上げます。とにもかくにも、障がい学生相談支援業務が充実することが大切だが、誤解を恐れずに言うならば、将来的にはセンターがなくなってもいい状態までに大学全体に、共生が進むことを期待したい。

注

- 1) 学生相談・支援センターでは、教育推進委員会の決定に基づき、法律の条文その他名称等を除き、「障がい」と表記している。本論文でもこれに従い、法律の条文や引用以外は、「がい」をひらがなで標記する。
- 2) 本学では、障がい学生支援に従事する学生を「学生支援スタッフ」と呼ぶ。学生支援スタッフには活動時間に対して給与が支給される。また、学生支援スタッフには、学期ごとに実施する全体研修と、活動に応じて必要なスキル研修の受講を義務付けている。

文献

- 関西大学学生相談・支援センター 2016年 2015年度活動報告書 第3号 7～8ページ
- 関西大学例規集 2023年
- 関西大学学生相談・支援センター 2023年 障がいのある学生に対する修学支援教員ガイド1 ページ・17～18ページ

関西大学学生相談・支援センターにおける障がい学生支援の10年

- 関西大学学生相談・支援センター 2019年 2017年度活動報告書 第5号～開設から5年をふりかえって～ 2ページ
- 関西大学学生相談・支援センター 2023年 関係資料7 学生相談・支援センター内会議
- 関西大学学生相談・支援センター 2023年 障がいのある学生に対する修学支援教員ガイド2ページ
- 文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成28年度）2016年
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/index.htm（確認日：2023/10/15）
- 文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）について2016年
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm（確認日：2023/10/15）
- 文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会（令和5年度）2023年
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/index.html（確認日：2023/10/15）
- 日本学生支援機構（2014）「平成25年度（2013年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」
- 日本学生支援機構（2023）「令和4年度（2022年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」

